



地域ネットワーク・コミュニティ啓発セミナー（茨城県）

介護に係る地域と共に魅力ある職場づくりをお届けします！

「カスタマーハラスメント」と「同一労働同一賃金」について知識のアップデートできていますか？

改正労働施策総合推進法が令和8年10月1日に施行されます。これによりカスタマーハラスメント対策の強化を図るため、すべての事業主は雇用管理上の措置を必ず講じなければなりません。

また、同日に改正同一労働同一賃金ガイドラインも施行されます。退職手当、家族手当、住宅手当等に対する解釈や雇入れ時の労働条件明示事項に「待遇の相違等に関する説明を求めることができる旨」が追加されました。

企業としては、カスハラ対策や労働者間の待遇差の点検や見直しが求められます。

本セミナーは、これらの改正点の説明や対策についてわかりやすく解説いたします。

会場とオンラインのハイブリット開催
参加費は無料です！

講師：宇佐美社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 宇佐美 敦 氏

<セミナー受講申込書>

申込日 年 月 日

受講方法に ○をつけて ください	日時:2026年9月4日(金) 13:30～16:00 会場:茨城県産業会館 研修室 (茨城県水戸市桜川2-2-35) 受講方法: 会場 ・ オンライン(Zoom)		
------------------------	--	--	--

事業所名			
事業所住所	〒		
部署名		氏 名	
TEL		FAX	
E-Mail			

主な事業(該当事項に○・複数回答可)			
①訪問介護	⑤地域密着型通所介護	⑨介護老人保健施設	⑬自立訓練
②訪問入浴介護	⑥認知症対応型通所介護	⑩認知症対応型共同生活介護	⑭放課後等デイサービス
③居宅介護支援	⑦小規模多機能型居宅介護	⑪就労継続支援A型	⑮介護医療院
④通所介護	⑧介護老人福祉施設	⑫就労継続支援B型	⑯その他()

申込URL: https://www.chosakai.co.jp/tokyo_kaigokeihatu_seminar20260904/

【お問い合わせ】茨城県 介護分野における雇用管理改善促進事務所 担当: 寺沢

〒310-0045 茨城県水戸市新原2-5-40-102

お申込先FAX:0120-801-811

TEL : 029-350-2497

受託先:株式会社労働調査会東京支社
協力:(一社)茨城労働基準協会連合会